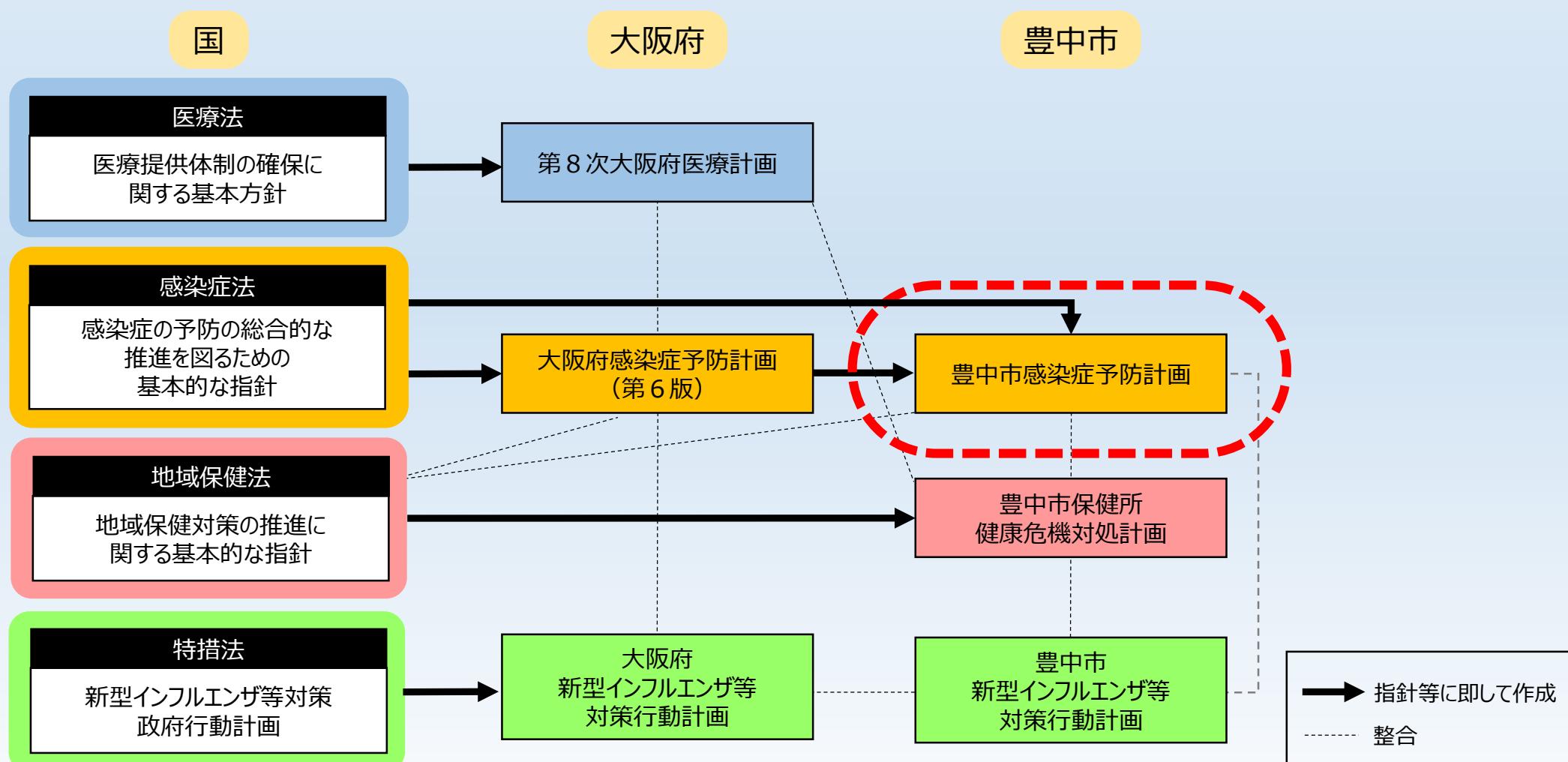


豊中市感染症予防計画【概要】

- 感染症予防の総合的な推進を図るための基本的な計画。感染症対策の方向性を示すもの。
- 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、次の感染症の発生及び蔓延に備え、令和4年(2022年)12月に改正感染症法が成立。
 - ・(国)「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」(=基本指針)の改定
 - ・(都道府県)「感染症の予防のための施策の実施に関する計画」(=予防計画)の改定
- **・(保健所設置市区) 新たに予防計画を策定**
- 保健所設置市区の予防計画は、基本指針及び都道府県の予防計画に即して定める必要がある。
 - 本市予防計画は、[大阪府が設置する「都道府県連携協議会」\(=大阪府感染症対策部会\)](#)において協議される。
- 予防計画は地域保健法、新型インフルエンザ等対策特別措置法(特措法)に基づく行動計画との整合性を図る必要がある。
 - さらに、都道府県の予防計画に即して策定することにより、医療法に基づく医療計画とも整合性を図る。
- 計画期間：令和6年度（2024年度）から令和11年度（2029年度）の6年間（計画期間中でも必要に応じて見直し）



保健・医療分野（感染症関連）における各計画の体系図

豊中市感染症予防計画【概要】

- 感染症法改正により、保健所設置市においても基本指針及び都道府県感染症予防計画に即して予防計画を策定することとされた。
- このことから、本市においても大阪府の予防計画に即しつつ、感染症法上、記載を要する事項及び数値目標を含めた「豊中市感染症予防計画」を策定。本市予防計画については、他の府内保健所設置市とともに大阪府が設置する「都道府県連携協議会」（大阪府感染症対策部会）において協議される。

第2章 各論	保健所設置市 の策定	記載内容
発生予防・ まん延防止 (第1)	【必須】	<ul style="list-style-type: none"> ◎感染症発生動向調査 <ul style="list-style-type: none"> ・調査の実施と感染症等に関する情報の収集・分析・公表体制の整備、電磁的な方法による届出の周知 ◎感染症対策部門と各関係部門等との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・食品・環境・動物衛生部門や関係機関等と連携した対策の実施 ◎予防接種 <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種に関する正しい知識の普及や情報発信、接種体制の構築
病原体の 情報収集等 (第2)	【任意】 記載あり	<ul style="list-style-type: none"> ◎感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査、研究 <ul style="list-style-type: none"> ・地方衛生研究所（以下、「地衛研」）等と連携した、感染症対策に必要な情報収集、疫学的な調査、分析及び研究
検査の 実施体制等 (第3)	【必須】	<ul style="list-style-type: none"> ◎地衛研等における検査体制の整備と検査機能の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・（地独）大阪健康安全基盤研究所との連携確保等、試験検査に必要な対応を実施 ・地衛研や保健所の検査部門を有する保健所における研修・訓練や検査機器等の設備整備、検査試薬等の確保等 ◎地衛研等による検査の実施 <ul style="list-style-type: none"> ※新興感染症については、その発生及びまん延に備え、大阪府において、医療機関や民間検査会社等と検査措置協定を締結
医療提供 体制 (第4)	【非該当】 大阪府 予防計画 に即して記載	<ul style="list-style-type: none"> ◎一般医療機関における医療提供 <ul style="list-style-type: none"> ・一般的な医療機関における感染症医療提供体制確保に向けた関係機関等との連携等 ◎新興感染症の発生及びまん延における医療の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府と連携した入院調整（発生当初）や、関係機関等との連携等 <p>※新興感染症については、その発生及びまん延に備え、大阪府において、医療機関と医療措置措置協定を、宿泊事業者と宿泊施設確保措置協定を締結</p>
移送 (第5)		<ul style="list-style-type: none"> ◎関係機関等と連携した移送体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・民間移送機関等や消防機関との移送に係る協定締結等 ・患者の移送訓練等の実施
療養生活の 環境整備 (第7)		<ul style="list-style-type: none"> ◎新興感染症の発生及びまん延における委託等による健康観察、生活支援等の実施や相談体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・委託等による外出自粛対象者への委託等による健康観察や生活必需品等の支給等や相談体制の早期整備
人材の養成・ 資質向上 (第9)	【必須】	<ul style="list-style-type: none"> ◎感染症に関する人材の養成・資質の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・保健所等における職員等への感染症に係る各種研修の実施等 ・地域ネットワークの活用による医療機関等との連携強化、保健所や感染対策向上加算届出医療機関等による研修支援等
保健所の 体制の確保 (第10)		<ul style="list-style-type: none"> ◎保健所の体制確保 <ul style="list-style-type: none"> ・保健所における人員体制の確保、機器等の整備や外部委託、ICTの活用等を通じた業務の効率化の検討、健康有事における保健所の業務ひつ迫時に備えた専門職の事前登録制度(HEMSとよなか) ◎保健所への応援体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・応援対象職員を含めた感染症等に関する研修・訓練やIHEAT要員の確保 ・応援職員やIHEAT要員等の保健所への配置・人材派遣等
緊急時における感染症のまん延防止等 (第11)	【必須】	<ul style="list-style-type: none"> ◎関係機関との連携体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・国や大阪府等との連絡体制の確保 ◎一類感染症等の発生及びまん延に備えた対応 <ul style="list-style-type: none"> ・マニュアル等の整備や特措法に基づく行動訓練等の実施
普及啓発等 (第12)	【任意】 記載あり	<ul style="list-style-type: none"> ◎市民への正しい知識・情報の発信と差別等の解消、相談体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・市民への感染症予防に関する啓発や知識の普及、差別等の解消の取組み、相談体制の整備
施設内感染等の防止 (第13)	【非該当】 記載あり	<ul style="list-style-type: none"> ◎医療機関、高齢者施設等及び障害者施設等での感染予防や拡大防止 <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関、高齢者施設等及び障害者施設等への知見等の共有や予防対策の周知等による支援 ・医療機関、高齢者施設等及び障害者施設等における感染対策の実施等

上記の他、「宿泊施設の確保（第6）」、「感染症の予防又はまん延防止のための総合調整・指示（第8）」、「特定感染症予防指針等に定められた疾患への対応（第14）」について、大阪府感染症予防計画[第6版]に即して記載。

豊中市独自